

# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

自社株相続は評価の低い配当還元株で！

平成29年11月号

——見ると何の変哲もない町工場  
であっても、長い年月を経過した  
会社の株式は思いがけない高  
額な評価になることがあります。この自社  
株の相続対策に有効な手法として、事業  
承継  
時の退  
職金  
支払い  
と相続  
時精  
算課  
税制  
度を組  
み合わ



せた方法がありますが、それ以外にも自  
自社株の評価区分に着目し評価額の引き  
下げを図ることができます。

● 自社株評価の原則的評価方式は、会  
社の規模に応じて、①その会社の事業  
内容と類似する上場会社の株価に3つ  
の比準要素(配当・利益・純資産価額)の  
割合などを乗じて計算した類似業種比準  
方式によって評価する「大会社」、②個  
人規模の会社財産を相続税評価額により  
評価替えして純資産価額により評価する  
「子会社」、③前記の併用方式によっ  
て評価する大会社と子会社の中間にある  
「中会社」、に区分された評価方式によ  
って計算されます。ただし、いずれの会社  
も純資産価額方式を選択できます。

● 従業員数 100 人以上は「大会社」となり、  
100 人未満は業種別に従業員数を加味  
した純資産基準と取引金額の大小によっ  
て「中会社」又は「子会社」となります。自  
自社株単価を引き下げするには、会区分を  
確認し類似業種比準価額がより低い場合  
には、会社規模区分をランクアップするよ  
うに従業員数、総資産価額、取引金額等  
を増やすことを考えます。また 1 株当たり

利益を下げる、1 株当たりの配当金を引き  
下げる、等を検討します。

● 一般的に中小会社の多くが、同族関係  
者(6 親等内の血族、3 親等内の姻族等)  
の有する株式が 50% 超である同族会社  
といわれていますが、同族株式に該当す  
るすべての人が前記の原則的評価方式  
によって評価されるわけではありません。  
同族株主のうちでも、大株主は会社支  
配・経営権を有するという意味がある一方、  
その他の株主にとっては配当を受ける権  
利の意味しかなく、**支配権を有しない株  
主**は配当還元方式である「特例的評価方  
式」によって評価され、評価額を大きく下  
げることができます。その評価額は、その  
株式の年配当額を 10% の還元率で割り  
戻した金額で求められ、例えば、1 株当  
り額面 50 円の株式で年 5 円の配当の場  
合、50 円が相続税評価額となります。

● 該当株主は、その会社の中心的な株  
主でなく、かつ役員でない議決権割合が  
5% 未満の株主です。従って、配当還元  
価額によって評価することができるよう  
にするためには、①子等が会社経営に関  
わる予定がない場合には、生前贈与又は  
遺言書で取得後の議決権割合が 5% 未  
満になるように子や配偶者、孫等に分散  
して移転する、②認められるか否かは保  
有株数ではなく、議決権割合が 5% 未満  
かどうかで区分されますので、保有株式  
の一定割合を**無議決権株式**へ変更する  
ことによって議決権割合を引き下げる、③  
遺産分割を工夫する等により適用条件を  
満たすようにします。しかし、自社株を分  
散しすぎると、同族の支配権に影響したり、  
また分散した後に株を買い戻そうとした場  
合、配当還元額で移転した株であっても、  
同族株主が買い戻すときは、原則的評価  
方式による価額でないと贈与税が課税さ  
れる可能性が高いので注意が必要です。